

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月15日
【四半期会計期間】	第24期第1四半期（自平成26年8月1日至平成26年10月31日）
【会社名】	テックファーム株式会社
【英訳名】	Techfirm Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 千原 信悟
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
【電話番号】	03 - 5365 - 7888（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長CFO 永守 秀章
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
【電話番号】	03 - 5365 - 7888（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長CFO 永守 秀章
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期 第1四半期連結 累計期間	第23期
会計期間	自 平成26年 8月 1日 至 平成26年10月31日	自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日
売上高 (千円)	867,234	3,498,670
経常利益又は経常損失 () (千円)	2,443	130,828
四半期(当期)純損失 () (千円)	9,143	8,327
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	1,032	10,203
純資産額 (千円)	1,586,048	1,576,581
総資産額 (千円)	2,337,246	2,245,086
1株当たり四半期(当期)純損失 () (円)	1.52	1.39
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	67.3	69.7

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 当社は第23期第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、第23期第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 3 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していません。
- 5 平成26年4月1日付で1株につき2株の株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純損失を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、当社の非連結子会社であるカデンツァ株式会社は、平成26年10月31日付で解散の決議を行い、現在清算手続き中であります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の各種経済政策及び日銀による金融緩和を背景に企業収益や雇用環境が改善するなど、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れリスクなど、依然として先行きは不透明な状況で推移しております。

当社グループが属する情報サービス業界におきましては、スマートデバイスの普及とITインフラ環境の急速な進展などに伴い、企業戦略におけるIT投資の重要性の認識や企業競争力を高め企業の成長を促進するための戦略的なIT投資への意欲は高まりつつあるものの、短納期化や低コスト化の要求は依然として強く、厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは顧客のニーズを満たすOnly OneのIT事業パートナーを目指し、顧客企業のITサービス・ITソリューションの具現化に向けた企画・提案、コンサルティングから開発、運用・保守サービスまでのワンストップソリューションの提供に努めてまいりました。その結果、既存顧客との関係強化の継続、広告代理事業の新規取引の開拓などにより、受注は堅調に推移いたしました。利益につきましては、引き続きプロジェクト管理を徹底し、生産性の向上によるコスト圧縮や採用強化による外注比率の低減など、利益率の拡大に努めてまいりました。

上記により当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高は867,234千円、営業利益は534千円、経常損失は2,443千円、四半期純損失は9,143千円となりました。

なお、前第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期との比較分析は行っておりません。

(2)財政状態の分析

（資産）

流動資産は、前連結会計年度末に比べ79,018千円増加し、1,932,798千円となりました。この主な要因は、現金及び預金が121,042千円減少したものの、受取手形及び売掛金が185,302千円増加したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ13,778千円増加し、397,723千円となりました。この主な要因は、有形固定資産が3,013千円減少したものの、無形固定資産が17,071千円増加したことによるものであります。

繰延資産は、前連結会計年度末に比べ636千円減少し、6,724千円となりました。この主な要因は、繰延資産の償却によるものであります。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ92,160千円増加し、2,337,246千円となりました。

（負債）

流動負債は、前連結会計年度末に比べ82,400千円増加し、714,231千円となりました。この主な要因は、支払手形及び買掛金が27,313千円、未払法人税等が8,851千円、賞与引当金が8,228千円増加したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ292千円増加し、36,966千円となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ82,693千円増加し、751,197千円となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ9,467千円増加し、1,586,048千円となりました。この主な要因は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分によるものであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4)研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発活動の金額は、9,916千円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,000,000
計	17,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年12月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,380,000	6,380,000	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数 100株
計	6,380,000	6,380,000	-	-

(注) 提出日現在発行数には、平成26年12月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年8月1日～ 平成26年10月31日	-	6,380,000	-	621,800	-	581,800

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年7月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 365,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,013,900	60,139	-
単元未満株式	普通株式 300	-	-
発行済株式総数	6,380,000	-	-
総株主の議決権	-	60,139	-

【自己株式等】

平成26年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) テックファーム株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 20番2号	365,800		365,800	5.73
計		365,800		365,800	5.73

(注) 新株予約権の行使により自己株式が42,000株減少し、当第1四半期会計期間末日現在の所有株式数の合計は、323,800株であります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成25年8月1日から平成25年10月31日まで）は四半期連結財務諸表を作成していないため、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書に係る比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年8月1日から平成26年10月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年8月1日から平成26年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年7月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	925,580	804,538
受取手形及び売掛金	733,915	919,218
有価証券	100,000	100,000
仕掛品	16,037	31,829
原材料及び貯蔵品	978	801
その他	79,669	78,871
貸倒引当金	2,402	2,460
流動資産合計	1,853,780	1,932,798
固定資産		
有形固定資産	111,382	108,368
無形固定資産		
のれん	65,252	59,135
その他	33,200	56,389
無形固定資産合計	98,452	115,524
投資その他の資産		
その他	174,791	174,512
貸倒引当金	682	682
投資その他の資産合計	174,109	173,830
固定資産合計	383,944	397,723
繰延資産	7,360	6,724
資産合計	2,245,086	2,337,246
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	113,146	140,460
短期借入金	300,000	300,000
未払法人税等	-	8,851
賞与引当金	31,639	39,867
製品保証引当金	14,300	15,300
受注損失引当金	-	400
その他	172,744	209,351
流動負債合計	631,830	714,231
固定負債		
資産除去債務	18,724	18,758
その他	17,949	18,208
固定負債合計	36,674	36,966
負債合計	668,504	751,197
純資産の部		
株主資本		
資本金	621,800	621,800
資本剰余金	588,422	588,136
利益剰余金	455,064	445,921
自己株式	99,434	88,017
株主資本合計	1,565,853	1,567,839
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	102	350
為替換算調整勘定	2,066	5,796
その他の包括利益累計額合計	1,963	6,146
新株予約権	12,692	12,062
純資産合計	1,576,581	1,586,048
負債純資産合計	2,245,086	2,337,246

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年8月1日 至平成26年10月31日)
売上高	867,234
売上原価	599,666
売上総利益	267,567
販売費及び一般管理費	267,033
営業利益	534
営業外収益	
受取利息	68
受取配当金	25
受取手数料	481
その他	175
営業外収益合計	750
営業外費用	
支払利息	1,238
為替差損	810
その他	1,679
営業外費用合計	3,728
経常損失()	2,443
税金等調整前四半期純損失()	2,443
法人税等	6,700
少数株主損益調整前四半期純損失()	9,143
四半期純損失()	9,143

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年8月1日 至平成26年10月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	9,143
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	247
為替換算調整勘定	7,862
その他の包括利益合計	8,110
四半期包括利益	1,032
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	1,032
少数株主に係る四半期包括利益	-

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

コミットメントライン及び財務制限条項

当社は、資金調達枠の確保を目的とし、取引銀行1行とバイラテラル方式によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年7月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年10月31日)
融資枠設定金額	300,000千円	300,000千円
借入実行残高	300,000	300,000
差引残高	-	-

上記のコミットメントライン契約には、次の財務制限条項が付されております。

- ・決算期(第2四半期を含まない)の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ・決算期(第2四半期を含まない)における単体の損益計算書における営業損益及び経常損益を損失とならないようにすること。
- ・決算期(第2四半期を含まない)の末日における単体の貸借対照表上の借入依存度を60%以下に維持すること。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る減価償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年8月1日 至 平成26年10月31日)
減価償却費	7,982千円
のれんの償却額	6,117

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年8月1日 至 平成26年10月31日)

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成26年8月1日至平成26年10月31日)

当社グループの報告セグメントは、ソフトウェア受託開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年8月1日 至平成26年10月31日)
1株当たり四半期純損失金額	1円52銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額(千円)	9,143
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	9,143
普通株式の期中平均株式数(株)	6,027,766
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

新株予約権(有償ストック・オプション)の発行

当社は、平成26年10月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議し、平成26年11月28日に払込が完了しております。

その概要は次のとおりであります。

1. 新株予約権の数

3,080個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式308,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価格は、300円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下、「ブルータス」という。)が、取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価の終値1,664円/株、株価変動性88.78%、配当利回り0%、無リスク利率0.068%や本新株予約権の発行要領に定められた条件(行使価額1,664円/株、満期までの期間4年、業績条件)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当社においても検討した結果、本新株予約権の払込金額とブルータスの評価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないことなどから決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,664円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成28年11月1日から平成30年10月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成27年7月期及び平成28年7月期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記(a)乃至(c)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記(a)乃至(c)に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) 平成27年7月期の営業利益が1.5億円を超過し、かつ平成28年7月期の営業利益が3.0億円を超過した場合：行使可能割合：30%

(b) 平成27年7月期の営業利益が1.5億円を超過し、かつ平成28年7月期の営業利益が3.5億円を超過した場合：行使可能割合：60%

(c) 平成27年7月期の営業利益が1.5億円を超過し、かつ平成28年7月期の営業利益が4.0億円を超過した場合：行使可能割合：100%

新株予約権者は、本新株予約権の行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当社取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権 1 個未満を行使することはできない。

新株予約権者は、行使時において禁錮以上の刑に処せられたことがなく、かつ、法令または当社の内部規律に違反し、懲戒処分を受けたことがない場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

その他の条件については、平成26年10月30日開催の当社取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 新株予約権の割当日

平成26年11月14日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は、新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払い込みの期日
平成26年11月28日
9. 申込期日
平成26年11月13日
10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社取締役 3名 2,450個
当社執行役員 2名 240個
当社従業員 12名 390個

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年12月15日

テックファーム株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斎 藤 昇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 出 健 治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているテックファーム株式会社の平成26年8月1日から平成27年7月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年8月1日から平成26年10月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年8月1日から平成26年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、テックファーム株式会社及び連結子会社の平成26年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年10月30日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議し、平成26年11月28日を払込期日として新株予約権を発行している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。